

# 駐車施設の必要台数算定表（参考） ～附置条例～

特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場  
 非特定用途：特定用途以外の用途（共同住宅等）になります。

(1) 建築物の内容		
用途地域		駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	延べ面積	用途毎の面積
特定用途	事務所	㎡ ①
	その他の特定用途	㎡ ②
非特定用途		㎡ ③
合計		㎡ ④

⇒

(2) 条例対象の判断	
特定用途 ①+②	㎡
非特定用途 ③×0.5	㎡
合計	㎡ ⑤
上記の計算結果⑤ > 1,000㎡ならば条例の対象	

(3) 事務所に関する低減措置 (①をふりわける)			
事務所	0㎡を超え～10,000㎡までの部分の床面積	×1.0	㎡
	10,000㎡を超え～50,000㎡までの部分の床面積	×0.7	㎡
	50,000㎡を超え～100,000㎡までの部分の床面積	×0.6	㎡
	100,000㎡を超える部分の床面積	×0.5	㎡
合計			㎡ ⑥

(4) 建築用途別の附置義務台数の算出			
1) 特定用途の部分	(②+⑥) ÷ 150㎡/台	=	小数以下第3桁を四捨五入 ⑦
2) 非特定用途の部分	③ ÷ 450㎡/台	=	小数以下第3桁を四捨五入 ⑧
合計	⑦+⑧	=	台 ⑨

(5) 中小規模建物の緩和の有無			
建築物の延べ面積(駐車場部分を除く。)	< 6,000㎡	緩和措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ㎡ ④
緩和係数	= 1 - $\frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{④})}{6,000\text{㎡} \times \text{⑤} - 1,000\text{㎡} \times \text{④}}$	=	小数以下第3桁を四捨五入 ⑩

(6) 附置義務全体台数の算出	
(5)の緩和措置の対象の場合 ⑨×⑩	= 切り上げ 台
(5)の緩和措置の対象外の場合 ⑨	= 切り上げ 台

⇒

(7) 車いす利用者のための 駐車まず確保の有無	
附置義務台数が10台を超える場合	
(6)の附置義務全体台数×0.1 = 切り上げ	

(8) 駐車まずの大きさ	
1台当たりの駐車まずは2.3m×5.0m以上としてください。ただし、(7)で算出した台数の駐車まずは、2.5m×6.0m以上として、その内1台以上は車いす利用者用3.5m×6.0m以上として、計画してください。	